

ピロリ菌除菌治療の流れ（健康診断・人間ドックがきっかけの場合）

ピロリ菌感染（またはその疑い）の判明

例) 健康診断・人間ドック（ピロリ菌検査・胃内視鏡検査など）
胃がん検診（胃内視鏡検査・胃部エックス線検査）
市町村が行うABC検査・ピロリ菌検査

これらの検査結果通知書が申請書の添付書類(1)です。

除菌治療（保険適用）のために必要な検査【診療】

例) 血液検査でピロリ菌感染が判明
→胃内視鏡検査（胃炎等の確定診断）
胃内視鏡で萎縮性胃炎などが判明
→呼気検査・便検査など（ピロリ菌感染確定診断）

これらの費用は、助成費用の対象にはなりません。
健康診断等の検査内容によっては、行われない場合もあります。

ピロリ菌除菌薬の処方 ※前段の検査と同時の場合もあり

3種類のお薬が1週間分処方されます。

処方例)

- ・ 3種類がばらばらに処方される場合
タケキャブ錠20mg・クラリス錠200・アモリンカプセル250など
- ・ 3種類が1シートにまとめられて処方される場合
ポノサップパック400、ランサップ800など

申請書の添付書類(2)の①ア.イ

院内処方の場合

病院等の領収書と、明細書（またはお薬手帳）を添付してください。

院外処方の場合

病院等と薬局の両方の領収書と明細書（またはお薬手帳）を添付してください。

除菌治療結果の判定検査 ※除菌薬服用から4週間以上経過

ピロリ菌が除菌できたかどうかを判定します。
呼気検査や便検査により行われることが多いです。

このときの病院等の領収書と診療明細書が申請書の添付書類(2)の②ウ（検査）です。

判定検査結果の説明

判定検査結果の説明が行われます。
除菌不成功であっても、助成します。

このときの病院等の領収書と診療明細書が申請書の添付書類(2)の②ウ（説明）です。

助成申請書の提出

原則、除菌治療結果の判定検査を受けた年度内に申請してください。

※ ただし、1～3月に判定検査を受けた場合の申請期限は、翌年度6月末です。

※ 添付の領収書等に除菌治療以外の費用が含まれていても差し支えありません。こちらで対象費用のみを算出します。

助成対象費用